消費者ネットワーク

2025年4月18日
第316号
一般社団法人
全国消費者団体連絡会
発行責任者　郷野 智砂子
TEL:03-5216-6024
FAX:03-5216-6036

地方消費者行政の充実・強化を考えるシンポジウム　報告

全国消団連 地方消費者行政プロジェクトでは、47都道府県の消費者行政担当部局にご協力いただいて、2024年度も「地方消費者行政調査」を実施いたしました。

2024年度は、地方消費者行政推進事業の活用状況、消費生活相談のDX化、消費者安全確保地域協議会と重層的支援体制整備事業との連携などの調査を行いました。調査結果をもとに、関係閣僚宛の意見書にまとめ、シンポジウムを開催して、地方消費者行政の現状と課題について社会にアピールしました。

シンポジウムの前半は、都道府県行政調査の分析結果とそれらをもとに取りまとめた「地方消費者行政の充実･強化のための意見書」を報告し、後半は「地方消費者行政推進事業」「消費者安全確保地域協議会」をテーマに、意見交換を行いました。

【日　時】2025 年 3 月 17 日（月）14 時 00 分～ 16 時 30 分
〔Zoom を活用したオンラインシンポジウム〕

【内　容】1．全国消団連「都道府県の消費者行政調査」分析結果と意見書の紹介
上村慶輔さん（地方消費者行政プロジェクトメンバー / 日本生協連）
2．パネルディスカッション
テーマ①地方消費者行政推進事業について
パネリスト　赤井久宣さん（消費者庁 地方協力課 課長）
大森隆さん（全大阪消費者団体連絡会）
尾嶋由紀子さん（全国消費生活相談員協会）
コーディネーター　池本誠司さん（弁護士）
テーマ②「消費者安全確保地域協議会について」
自治体からの報告：新潟県、埼玉県
パネリスト　赤井久宣さん（消費者庁 地方協力課 課長）
釘宮悦子さん（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会）
コーディネーター　池本誠司さん（弁護士）

【参　加】128 人

もくじ

地方消費者行政の充実・強化を考えるシンポジウム　報告 …… 1
学習・意見交換会「輸入食品って安全なの？～令和7年度版～」を開催しました …… 6
《食品ロス学習会》「食べ残し持ち帰りガイドラインについて学びましょう！」
を開催しました …… 8
第63回全国消費者大会を開催しました …… 11
意見提出／啓発動画を公開しました／第5期消費者基本計画について …… 13
消費者庁新未来創造戦略本部たより「消費者庁新未来創造戦略本部報告会
『ミライの消費者行政参観日@徳島』の開催」 …… 15
会員活動予定／理事会報告／編集後記 …… 16

概要（事務局による要約）

1. 全国消団連 2024 年度「都道府県の消費者行政調査」の分析結果と意見書紹介　上村慶輔さん

調査項目の「1. 地方消費者行政推進交付金の活用期間について」「2. 消費生活相談員について」「3. 消費生活相談の DX 化について」「4. 消費者安全確保地域協議会と見守りネットワークについて」「5. 地方消費者行政強化交付金の活用について」「6. 要望について」の結果を報告し、そのうえで、2 月 25 日に内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、財務大臣、消費者庁長官、内閣府消費者委員会委員長、国民生活センター理事長宛に提出した意見書を紹介しました。

【2024 年度　意見書の柱】

1. 地方消費者行政推進事業交付金（以下、推進事業）の活用期間終了による地方消費者行政の縮小を生じさせないための財源措置を実施してください
   また、地方消費者行政には国と地方公共団体相互の利害に関係する事業があることに着目するなどして、従来の枠組みを超える恒久的な財源措置についても検討してください
2. 地方消費者行政強化事業交付金（以下、強化事業）で活用されていないメニューがある実態に鑑み、自治体のニーズを把握して活用しやすいメニューを提供してください
3. 消費生活相談員の働きやすさのための環境整備を求めます
4. 消費者安全確保地域協議会の設置の推進と被害の未然防止や早期解決のために役割を発揮させる取り組みを進めてください
5. 消費生活相談の DX 化については、自治体の状況について不安や疑問に丁寧に対応して進めていく必要があります

（※全文はホームページをご覧ください　https://www.shodanren.gr.jp/database/516.htm）

2. パネルディスカッション

◇テーマ①地方消費者行政推進事業について

コーディネーター池本誠司さん） 地方消費者行政の一定の事業に対する国の財政支援措置として、現在、「地方消費者行政強化交付金」が交付されており、その中に、以前の「地方消費者行政推進交付金」の対象事業の継続分が引き継がれています。一部の特例延長自治体を除いて、2025（令和 7）年度末をもって終了時期を迎えます。都道府県アンケート調査において多数の不安や困惑の声と国への要望が寄せられました。調査結果を分析したメンバーからご報告いただきます。

――消費者行政調査の報告

大森隆さん） 10 割交付で実施されてきた推進事業が原則として 2025 年度に活用期間終了を迎えます。2024 年度に活用していたのは 43 県あり、一番多く使われているメニューは「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」です。これは先進性・モデル性のある事業などを支援するものですが、交付金がなくなった後に継続されるのかどうかが心配されます。次に「市町村等の基礎的な取組に対する支援事業」は、相談員の人件費にも使われるものです。強化事業を含めた交付金での相談員人件費の活用は 10 県で 8,000 万円です。

市区町村で推進事業を活用しているのは 789 です。強化事業を含めた交付金のほぼ半額の 7 億円が 434 市区町村で相談員人件費に充てられています。自治体でも自主財源で頑張って増やしているところもありますが、まだ交付金を活用しているところも多く、心配されます。県からの要望では、「県財政は非常に厳しく、継続事業も見直しを求められている状況であり、地方消費者行政を安定的に推進させるためには、地方消費者行政強

化交付金を継続するとともに、恒久的な財源措置の検討が必要と考える」「消費者行政一元化は、“明治以降の日本の政府機能の見直し”であり、そのスパンで考えれば、消費者庁ができた 2009 年からの当面の期間の地方消費者行政活性化を図るための財政措置は、現時点では、まだ“当面の期間”に達しているとは言えない」など多くの声をいただいています。

地方プロジェクトでは、自治体の現実と提案を真摯に受け止め、消費生活相談体制維持のための 10 割交付事業の実施を含む財源措置を行い、推進事業の活用期間終了によって地方消費者行政の後退が生じることがないようにしてくださいと意見を出しました。

――各地の消費生活センターにおける人材確保の実情について

尾嶋由紀子さん）国民生活センターホームページに相談員の募集一覧が掲載されていますが、応募者がなく 1 年中募集を行っているところもあります。全国消団連の昨年度の都道府県調査で相談員の定数充足状況を調査しましたところ、14 県が欠員状態で3割を占めていました。市町村を支援する県が不足状況に陥っていることは極めて深刻です。会計年度任用職員制度の導入で相談員の処遇が改善されたところもありますが、全国的に見ると専門性に見合った処遇にはなっていません。また地域格差が広がっています。相談員からは経済的な不安があるとの声もあります。交付金終了により、相談窓口が減少してしまうのではないか、消費者教育や啓発の予算が削減されるのではないか不安があります。

――交付金の終了に対する地方の現場の受け止めについて

消費者庁 地方協力課 赤井久宣さん）消費者庁創設を機に活性化基金を設立し、消費生活センターの立ち上げ、相談員の人件費、研修等の支援をしてきました。基金・交付金の効果があり、身近な相談窓口が充実したことは大きな成果であったと考えます。あっせん件数も増加しており、事業者との交渉等、困難な相談内容にも解決に向けての対応力が強化されつつあると言えます。そして、自治体の皆さんの努力で築き上げた消費者行政の水準を後戻りさせず、無駄にしてはいけないとの気持ちを持って、推進事業の活用期限の問題に対処してまいります。消費者基本計画案では、地方消費者行政をかなり手厚く取り上げさせていただいており、築き上げられた行政サービスの水準が低下することのないよう対策を講ずるとしています。

――消費者庁の方向性について

尾嶋さん）消費者庁事業「消費生活相談員資格試験対策講座」では受講者は多くいますが相談員の増加につながっていません。また交付金の終了によって地域の資格取得講座等の取り組みが少なくなってしまうのではないかと心配しています。相談の未経験者や無資格者を育成するような仕組みを考えていただきたいです。

消費者庁 地方協力課 赤井さん）養成講座の充実策として都道府県の取り組みと連携して実施していくことを考えています。担い手の確保の取り組みの支援も検討していきます。

――消費者行政は自治事務であるとの考え方について

大森さん）相談業務は国の政策立案、法執行を支える情報収集も担っているものなので、国と地方自治体との利害に関係しているものを自治体で行っていることになります。地方の予算でという発想ではなく、その枠組を超える財政措置を具体的に検討していただきたいです。

消費者庁 地方協力課 赤井さん）相談業務の位置付けについては同様の認識を持っています。消費生活相談情報は、PIO-NET を通じて集約され、消費者庁等中央省庁で活用されています。相談員が聞き取られた情報は、国が消費者行政の源泉であり、地方消費者行政の充実は各地域の住民の消費生活の安全･安心のみならず、国の消費者行政の充実、消費者全体の安全・安心のために不可欠です。推進事業の活用期限到来への対応に際し、引き続き地方の消費者行政がしっかりと機能するように支援を行うことをこれから具体的に考えていきたいと思っております。

――国への要望の取り組み紹介

オンラインの参加者のうち、熊本県での取り組みを弁護士で消費者支援ネットくまもとメンバーの中山健さん、日本弁護士連合会や各地弁護士会の地方議会請願の状況を弁護士の鈴木裕美さんにご報告いただきました。更に消費生活相談員体制の維持強化に向けた要望を、全国消費生活相談員協会 増田悦子さん、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の丹羽典明さん、日本消費者協会の田中大輔さんからご報告いただき、併せて、全国消費者団体連絡会事務局より相談体制の維持強化に向けた国会議員への要請行動を提起しました。

――小括

コーディネーター池本さん）この課題に対して消費者庁としては本当に真摯に受け止めていただいていると私は評価しています。本日参加のみなさんも地元の都道府県や市区町村から意見を出していただき、国会に働きかけをするなど、全国から多くの声が集まることが大事であると思います。

◇テーマ②消費者安全確保地域協議会について

コーディネーター池本さん）高齢者・障がい者を狙う悪質業者の手口はますます悪質化・巧妙化しています。高齢者等の消費者被害防止と早期発見のため、消費者安全確保地域協議会の設置と活動推進が呼びかけられています。

――消費者行政調査の報告

釘宮悦子さん）消費者安全確保地域協議会の設置について、「地方消費者行政強化作戦2020」に掲げる目標「設置市区町村の都道府県内人口カバー率 50%」に対して達成が20 県です。そのうち県に協議会が設置されているのは 15 県で、県内市区町村の 80%以上に設置されている 5 県の全てで県に協議会を設置済みでした。設置済みの県で市区町村への働きかけは、自治体に訪問して説明や職員向け研修で説明など、対面で説明することを重視しているようです。また、県の協議会の構成メンバーとして、県内市区町村の協議会や市長会、町村会を加えるなど、市区町村を巻き込む工夫がされています。一方、会議の開催頻度は 4 分の 3 が年に 1 回程度で、十分とは言えないと考えます。課題として、協議会設置に関して県と市区町村で認識の差があることや、構成員が交代した際の引継ぎや制度理解が不十分であることが挙げられていました。協議会設置後の役割については半数以上の県で発揮できていると回答があり、屋根の点検商法やロマンス詐欺、架空請求、定期購入などの早期発見に結び付いた事例もあり、重層的支援体制との連携や消費生活協力団体・協力員の活用も含め、好事例をもっと発信できるとよいと考えます。

――自治体の取り組み報告

新潟県 総務部県民生活課 消費とくらしの安全推進班 消費者行政推進担当 主任 丸山美穂さん）

「見守り体制の構築促進の取組～高齢者等の消費者被害防止のために～」として協議会設置の経緯、新潟県総合計画における達成目標と進捗状況、活性化に向けた取組や連携、注意喚起や相談窓口の周知、消費生活サポーターの育成についてご報告いただき、また、見守り体制構築・活性化の効果と課題についてもご説明いただきました。

埼玉県 消費生活課 課長 田中康博さん）「高齢者の消費者被害防止は身近な見守りから」として、高齢者の消費生活相談や高齢者のトラブルの特徴、消費者被害を防止する取組として協議会の設置について、高齢者見守り推進事業（見守り推進員の配置、消費者被害防止サポーター、協議会設置の促進）についてご報告いただきました。更には協議会設置の効果、設置した県内自治体の声をご紹介くださいました。

――全国の協議会設置状況や設置促進の取り組みについて

消費者庁 地方協力課 赤井さん） 協議会は 540 か所で設置をされており、県によってかなりばらつきがあります。消費者基本計画を取りまとめる消費者政策会議で石破総理から「これまでの待ちの相談対応から、被害を埋もれさせないよう、地域の見守りネットワークを強化し、見守り活動を展開するための体制整備を推進します」という発言がありました。相談体制の充実と見守りネットワークの活動強化、消費生活センターとの連携強化を行っていきたいと考えています。また実践事例の共有のために、事例集を作成し公表していきます。また福祉部門との連携や理解は重要になると考えています。

――課題と消費者庁への要望について

消費者庁 地方協力課 赤井さん） 設置後の活動促進については、もっといろいろな自治体を訪問して取り組み内容を勉強しないといけないと思っています。人口規模の小さな自治体で様々な業務を兼務でされている消費者行政部局の方がどこまで取り組むことができるのか、福祉部門とどう連携していくか、また大都市における見守りの方法など、様々な論点があり、地域の実情に応じて対応できるよう整理していきたいと考えています。

交付金については、消費生活センターの設置進展など、量的な拡充は進展してきましたが、推進事業の活用期限への対応を機に、様々な課題に対応できるよう交付金による支援の在り方も考えていきたいと思っています。その中で見守りの推進は大変重要な要素であると考えています。

協議会と言う形でなくてもよいのではとの意見については、おっしゃる通りで、設置数・設置率という形式的な面だけでなく、実際の活動をどう活性化させていくかを追求していく必要があると思っています。見守りをきっかけで被害回復ができた例や被害救済額などの見える化で、理解も得られて活性化の推進力になるのではないかと思っています。

――まとめ

コーディネーター池本さん） 前半は、相談体制の維持整備のために、人件費も使えるものも含めて交付金の措置が必要だということ。後半の高齢者の見守りネットワーク消費者安全確保地域協議会を設置していくということについては、もっともっと情報をしっかり集めて、発信していただくことで、各地の取り組みも広がっていくこと。そして見守り活動には啓発グッズやサポーターの養成などに予算のかかるところがあることについても積極的なコメントもいただきました。消費者被害防止は消費者行政だけではできない、福祉の方も巻き込んで、自治体の中で大きな位置づけをしていくということ、さらに言うと、行政だけに任せるのではなく、地域の消費者団体や、問題意識を持って自ら学びながら発信するという人を増やしていくこと。これは消費者団体の課題でもあると思います。

各地で地元の消費者団体と交流しながら連携を広げるということも団体の課題としても受け止めていただければと思います。

以上

※ 2024 年度「都道府県の消費者行政調査報告書」はデータで提供しております。
https://www.shodanren.gr.jp/Annai/870.htm

学習・意見交換会「輸入食品って安全なの？～令和７年度版～」を開催しました

「輸入食品監視指導計画」は、日本に輸入される食品・添加物・器具・容器包装・乳幼児を対象とするおもちゃなどの安全性を確保するために、輸出国での生産から輸入後の国内流通までのそれぞれの段階で、厚生労働省及び検疫所などが取るべき対応について毎年度定めるものです。毎日の生活に欠かせない輸入食品の安全性について、「令和7年度輸入食品監視指導計画（案）」の内容に沿って説明を聞き、その後に質疑応答と意見交換を行いました。

【日　時】2025 年２月７日（金）15：00 ～ 17：00
〔Zoom を活用したオンライン学習会〕
【参加者】61 名
【内　容】①報告「輸入食品の安全性確保について」～令和７年度輸入食品監視指導計画（案）～
厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課
輸入食品安全対策室 室長 福島 和子さん
輸入食品安全対策室 監視調整係長 山崎 勇貴さん
②質疑応答・意見交換
③「日中冷凍野菜品質安全会議」参加報告
全国消団連 事務局長 郷野 智砂子

概要（事務局による要約）

●輸入食品の現状

日本の食料自給率は下がり続けている状況で、令和５年度の集計ではカロリーベースで 38％でした。輸入の届出件数はこれまで右肩上がりでしたが、令和元年以降は新型コロナウイルスによる物流の変化などの影響もあって落ち込み、以降横ばいの状態です。輸入重量では近年大きな変化はなく 3,000 万トン弱のところで推移しています。

●輸入食品の監視結果

令和５年度のモニタリング検査実施状況は、計画数延べ 100,109 件に対し 101,096 件の実施、実施率は 101％でした。令和 5 年度の監視指導の結果は、違反件数 763 件、違反割合 0.03％でした。

●監視体制の概要

◇輸出国対策・◇輸入時対策・◇国内対策の 3 段階で行われています。

輸出国対策

日本の食品衛生法に合致したものを輸出してもらうには、輸出国側に日本の食品衛生法を理解してもらい、日本の規制を周知することが重要です。二国間協議や現地調査、輸出国への技術協力など、輸出国対策は輸入時の検査を効果的に実施するためにも力を入れて行っています。令和５年度に輸出国との安全対策に関する協議を行った例として、オーストリア、ドイツ、米国の牛肉について対日輸出プログラムの協議や、実施状況の確認等を行いました。またフィリピンのバナナについては残留農薬の違反があったので、現地でどのような対策が図られているかを確認しました。コロナ禍においては現地に赴くことが難しい状況でしたが、オンラインによる現地調査の仕組みも構築されたことで、それぞれのメリットを生かす形で併用していきます。

輸入時対策

輸入者は、輸入する食品等について届出事項に沿った内容を厚生労働大臣に提出する義務があります。厚生労働省の検疫所では、届出書の審査や相談室での届出前の相談対応を行い、輸入時の監視指導体制を強化しています。全国の検疫所での食品担当部署は 32 箇所、食品衛生監視員は現在 422 名の体制になっています。

輸入前相談は全国 13 の検疫所に相談室を設置して行っています。令和５年度では輸入前相談で 1.74% の物が日本の基準に合わない（違反に該当する）ものでしたが、輸入前相談による違反の未然防止が効果的と

考えられます。結果として、輸入時点での違反率は 0.03%に抑えられています。

輸入時には◇指導検査・◇モニタリング検査・◇検査命令というリスクに応じた検査制度があります。指導検査は、輸入者の自主的な衛生管理の一環として定期的な検査の実施を指導するものです。モニタリング検査は、日本に輸入される多種多様な食品が本当に安全なのか食品衛生上の状況をチェックするためのもので、年間計画に基づいて無作為にサンプリングし検査を実施しています。検査命令は一番厳しいもので、健康被害の発生する恐れのあるもの、法違反の可能性が高いと見込まれる食品について検査を命ずるものです。輸入する全ての食品に対して届出ごとに毎回検査をします。費用負担は輸入者が行い、検査結果判明までは輸入不可となります。これらの検査は統計学的な考え方を取り入れたサンプリング法に応じ実施しています。また、検査で違反が繰り返し発見されるものについては「包括輸入禁止」として法的に輸入を禁止できる規定がありますが、これまでに該当する事案はありません。令和５年度は全体で約 235 万件の届出の中で検査命令になったものが約 62,000 件、モニタリング検査が約 50,000 件（延べ約 101,000 件）、指導検査が約 85,600 件、計約 20 万件の検査を実施し、検査の割合 8.5%、違反件数 763 件、違反割合は 0.03% でした。

令和 5 年度に食品衛生法の違反として一番多かったのは、第 13 条の食品の規格基準に違反したもので 6 割強を占め、残留農薬の基準値違反、微生物関連、添加物の使用基準違反などがあります。次に第 6 条違反で、ナッツのアフラトキシン、腸管出血性大腸菌の検出などがありました。違反の件数が多い輸入者に対しては食品衛生法で「輸入者の営業の禁停止処分」を行うことができますが、そこに至る前に個別の再発防止策を講じるよう指導を行い、改善を求めています。

国内対策

各都道府県等において、食品衛生の監視指導計画を作成し、パブリックコメント募集やリスクコミュニケーションを行うとともに、その結果もあわせて公表しています。国内での食中毒発生事案に基づいて監視強化を行った事例もあります。

●リコール情報の報告制度

食品衛生法の改正の中で 2021 年度に「食品等のリコール情報届出制度」が創設されました。輸入食品においても、国内での流通があり自主回収の届出がされたものについては制度に則って適切に対処されます。

●海外情報への対応

海外での食中毒の発生や食品リコールの情報などは速やかにキャッチして的確な対応を行っています。定期的に（実質的には毎日）海外の主要政府のホームページ上でリコール情報やアウトブレイク情報を確認し、国内の専門機関の情報も同時にチェックを行いながら情報の収集や分析を強化しています。必要な場合は回収の指示や監視の強化など適切な対応を速やかに行います。令和５年度に海外情報に基づき監視強化を行った事例では、ベルギー産のチョコレート、オーストラリア産のナチュラルチーズがありました。

●令和７年度輸入食品監視指導計画（案）について

これまで通りの対策を継続しながら、より効果的なモニタリング検査の実施に努め、過去の違反状況等を踏まえて微修正を行いながら、検査項目等の見直しや検査の強化を検討します。輸入時検査を中心とした監視体制に加え、輸出国での生産段階の安全性を確保する取組を継続します。検査命令の実施について、項目によっては対象の国と対象の食品を明確化した上で運用をします。モニタリング検査数は前年とほぼ同数の約 10 万件を計画しています。

●具体事例の紹介　～輸出国での衛生確保対策について～

昨年 11 月に韓国とベトナムの現地視察を行いました。韓国では対日輸出農産物の安全管理制度として ID 番号での認証制度があり、ID を付与された事業者は検査命令が免除されています。生産農家では対日輸出用の農産物の管理として、農薬の施錠保管庫、管理記録用の台帳の作成や運送用の箱への ID ステッカーの貼付など、適切に管理が行われていることを確認しました。ベトナムの水産食品についても、国による食品安全管理体制が整っており、日本向けの輸出水産食品は継続して 5 回のサンプリング検査を通過した上で輸出が可能になります。えびの養殖場はブルーシートを敷いた上に海水を引き入れて衛生面の管理を徹底しているほか、薬品の管理や病気の予防対策についても徹底して行われていること、加工段階においても温度管理や意図せぬ混入の防止など、安全衛生管理が徹底されていることを確認しました。

●「日中冷凍野菜品質安全会議」参加報告　（全国消団連 事務局長 郷野 智砂子）

輸入冷凍野菜品質安全協議会（以下：凍菜協）は、輸入冷凍野菜の品質及び安全性の確保と、パートナー企業との交流活動を行うことを目的に 2004 年に設立され、この度 20 周年を迎えました。昨年 11 月に凍菜協主催（中国側：中国食品土畜輸出入商会主催）の「第 12 回日中冷凍野菜品質安全会議」が中国の響水県において行われ、全国消団連は消費者団体としての要請を受けて、会議に出席しました。

初日の全体会合では、中国の冷凍野菜の輸出相手国として日本は上位であること、日本側から見ても凍菜輸入の実績において中国が半数以上であることを確認し合い、日中冷凍野菜貿易の重要性について改めて実感する場になりました。翌日にはブロッコリーの圃場と加工工場の見学等があり、ブロッコリーの栽培は輸出先の国の基準に合わせ圃場を分けていることや、工場での徹底した衛生管理体制により安全性の確保が実践されていること等を確認しました。

今回の会議出席を通して、輸出側、輸入側双方の理解と連携により、輸入冷凍野菜の品質と安全性が確保されていることが実感できました。消費者からは依然として中国産冷凍野菜の安全性に懸念を抱く声もありますが、データやエビデンスに基づいた正しい情報を伝えていくべきであり、凍菜協をはじめ国や事業者の取組みがあることで、日本の食卓の安全安心が守られていることを、消費者団体として発信していきたいと思います。

以上

《食品ロス学習会》「食べ残し持ち帰り促進ガイドラインについて学びましょう！！」を開催しました

食品ロスを削減する取組として、外食時に食べ残した料理の持ち帰りが注目される中、2024年12月に消費者庁・厚生労働省の連名で「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」が策定・公表されました。このガイドラインは、食べ残しの持ち帰りが消費者の自己責任であることを前提として、事業者が民事上・衛生上で留意すべき事項と、持ち帰る消費者に求められる行動についての双方のポイントが整理されています。学習会では、消費者庁と厚生労働省それぞれの観点におけるガイドラインのポイントを聞き、後半は「びっくりドンキー」などのレストラン事業を行う企業の取組み報告を聞きました。

【日　時】2025 年 3 月 14 日（金）14：00 ～ 16：00
〔Zoom を活用したオンライン学習会〕
【参加者】41 名
【内　容】・食べ残し持ち帰り促進ガイドライン 概要報告
消費者庁 消費者教育推進課 課長補佐 杉田 育子さん
厚生労働省 食品監視安全課 HACCP 推進室 室長補佐 高橋 亨さん
・外食事業者の取組み報告
（株）アレフ ＳＤＧｓ推進部 部長 高田 あかねさん

概要（事務局による要約）

●食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～ SDGs 目標達成に向けて～（概要）

消費者庁 消費者教育推進課 杉田 育子さん

・食品ロスの実情、食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの目的・背景

日本の食品ロス量は令和 4 年度推計で年間 472 万トン、経済損失として捉えると、国民1人が1日おにぎりを1個ずつ捨てている計算になります。環境負荷との関係では、食品ロス量を 8％減らすとエアコンの設定温度を1℃変更したことと同じになります。このような実情を踏まえ、外食産業における食品ロスを削減する観点から、食べ残し持ち帰りを推進し、消費者への理解を促す目的も併せてこのガイドラインを策定しました。

SDGs において食品ロス削減に関する目標が設定され、我が国においても 2030 年度までに 2000 年度比

で食品ロス量を半減させるという政府目標が設定されました。この目標の達成に向けて策定された「施策パッケージ」の中でも、外食時の食べ残し持ち帰りの促進を図ることは有効な方策とされています。ただ、食べ残しの持ち帰りについて合意することについて法的な責任が不明瞭である上、持ち帰りに伴う法的・衛生的な責任を高いハードルであると感じる事業者が多いことが課題でした。本ガイドラインは、事業者・消費者双方の理解促進を図ることを目的として、法律面・衛生面それぞれでの注意すべきポイントを整理し、リスクの低減を図りながら、安心して食べ残しの持ち帰りができるよう促す内容になっています。

・ガイドラインの対象と基本的な考え方

本ガイドラインの対象はレストラン、居酒屋、ホテルといった一般食堂を想定しており、一度に同じものを大量に提供する学校や病院、当初から持ち帰りを前提とするテイクアウトやデリバリーは対象としません。また、基本的な考え方として、食品ロス削減のためにはその場で食べきることが最も重要であるとします。消費者は自分が食べきれる量を注文し責任を持って食べきること、どうしても残ってしまった場合は持ち帰りを申し出てみること、その上で事業者は顧客に必要な注意事項を説明し、消費者は自己責任のもとに持ち帰りを行うこと、これが基本の考え方です。また飲食店においては、小盛メニューの充実など、食べきれるための工夫が求められます。

・法律的な整理（事業者が留意すべき事項）

一般に店で飲食する場合には、食品を作り、供給し、給仕し、店という空間も含めて提供するという複数の債務を飲食店が負い、他方で顧客はそれらに対し対価を支払うことを内容とする複合的な契約が締結されているといえます。提供する飲食物について、店側は特定の場所で時間を置かずに食べてもらうことを前提とした安全の確保の義務を負っていると考えられるため、客は提供されたものを勝手に外に持ち出すことはできませんし、もしそのことで何かあっても店に責任を問うことはできません。食べ残したものを持ち帰ることは、当初の契約には含まれない行為なので、新しく店と合意をすることになります。この新たな合意の際に、店は持ち帰ったものを安全に消費するための注意事項の説明を行う義務を負います。消費者は店の注意事項の指示に従うことが必要となります。

・持ち帰った飲食物が原因で消費者に損害が発生した場合の飲食店の民事上の責任

飲食店がこれらのことを行わず食中毒などが発生した場合には、持ち帰りについて合意した飲食店には説明を怠ったこと等の義務違反による損害賠償責任が発生する可能性があります。

・消費者に求められる行動

消費者は、持ち帰る際と持ち帰った後の食品の管理について、店からの説明をきちんと守ることが必要であると共に、自己責任で管理することが基本となります。

・食べ残し持ち帰りに係る消費者の社会的な役割

消費者が理解して行動することは重要な社会的役割とも言えます。我が国における食品ロス削減、さらには国際目標の達成に大きく寄与することとなり、食べ残しの持ち帰りは単に事業者だけの取組ではなく、消費者の理解があってこそのものとなります。

●消費者及び事業者に向けた食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生ガイドライン（第５部分の概要）

厚生労働省 食品監視安全課 HACCP 推進室 室長補佐　高橋 亨さん

・基本的な考え方

衛生ガイドラインの主体は消費者であり、事業者だけでなく消費者に対しても衛生上の配慮を求めるものです。食べ残し持ち帰りは自己責任が前提。事業者は食べきりを推奨し、調理段階で持ち帰りを想定した特別な調理はしていません。持ち帰りを行うことは消費者側に委ねられた行為で、持ち帰り後に食べることも消費者の行動、事業者は衛生面で気を付けるべきことを消費者に伝えてサポートするものです。

・消費者が留意すること

消費者は、食べ残しの持ち帰りをする際に、以下の点に留意することが必要です。

○食べきれる量を注文、ビュッフェでは少量を取るなど、食べ切りが基本。○持ち帰りは事業者が認めた食品に限る。留意事項や取り扱いを遵守し、容器は基本的に事業者が用意したものを使う。○気温が高い季節は

持ち帰りを断念するなど事業者の指示に従う。〇容器への移し替えは清潔な容器と器具を使い、原則持ち帰る者（体調の良い大人）が手指からの汚染や異物混入に注意しながら行う。〇フードコート等では、異なる施設の食品を同一の容器に詰めない。〇帰宅後は事業者から伝達された留意事項（チラシ等に記載）を守り、速やかに喫食する。〇すぐに食べないときは冷蔵庫等で保管し、再加熱した上で喫食する。〇喫食に当たっては、店で手を付けた食品は本人が喫食する。〇食物アレルギーがある者への譲渡は行わない。〇異味・異臭等を感じた場合は喫食しない。〇万が一体調不調があった際は医療機関を受診し、必要に応じて保健所と当該飲食店に連絡する。

・事業者・消費者双方の理解と食べ残し持ち帰りの社会的な役割

ガイドラインによって消費者と事業者がそれぞれの食品衛生に関する留意事項を理解し、双方の行動変容に繋がり、飲食店で発生する食べ残しの廃棄物を減らすことで食品ロスの削減をもたらすことが期待されています。資料等を参考に、衛生面に留意しながら食品ロスの発生の削減に寄与していただきたいと思いますが、それぞれの立場を理解し合って進める政策なので、決して無理をせず協力し合って行うことが大切と考えています。

●外食事業者の取組み報告　『食』からつながる SDGs

（株）アレフ　ＳＤＧｓ推進部 部長 高田 あかねさん

ハンバーグレストラン「びっくりドンキー」は現在全国に直営 132 店舗、フランチャイズ 213 店舗あり、その他の直営店舗を合わせると 358 店舗あります。食品廃棄物に関する数字としては、店舗で発生する調理くずや食べ残し、フライヤーの油などが計 1,180 トンで、食品廃棄物の総量 1,914 トン中の 61.6% になります。

食品廃棄物のなかで食品ロスにあたる割合は約７割、中でも店舗で最も発生する食品ロスは「ライス」なので、そこをターゲットに削減を検討して来ました。びっくりドンキーでは炊き立てのライスを提供していますが、保温時間で風味が変わるので、食味を大切にする観点からライスの廃棄は多くなりがちです。足りなくなった時にすぐに間に合わないのが炊飯の難しいところです。また来店客数の増減は天候やイベント開催にも左右され、コントロールできないことが多くあります。このような事情でライスの食品ロスが多くなる問題を改善するため、店舗では一度に炊く量を減らす「少量炊飯器」を導入しました。また食べきることが大前提なので、お客様が選べる「小盛りメニュー」を提供しています。ライスの他ハンバーグのサイズもＳからＬまで選べるようになっています。

店舗では「もぐチャレ !!!」という取組を「お子さま向け完食応援イベント」として行っています。スタンプ形式で受け取れる表彰状や、おまけのデザートのプレゼントもあります。食品ロス削減だけでなく、子どもたちの食べることへのモチベーションを上げる意味でも、食育につながる取組と考えています。

2019 年度からはフードバンクとの連携をスタートしました。当初は食中毒の発生や転売の懸念などもありましたが、フードバンクと合意書を取り交わしパートナーシップを築くことで、良い関係性での食材提供ができています。

食べ残しの持ち帰りについては 2021 年 4 月よりルールを全店舗で明確に設定しマニュアル化しました。ご希望のお客様に「持ち帰りルール」を案内し、理解・同意のうえで有料の指定容器を渡しご自身で詰めてもらいます。生ものや液体ものは持ち帰れません。持ち帰り容器の形状や原料資源にも配慮し、容器ごと電子レンジで温めることも可能です。

削減に取り組んだ上でも出てしまう食品廃棄物についてはリサイクルしエネルギー利用しているほか、店舗の生ごみを堆肥として大根やお米作りに活用し循環する「リサイクルループ」も実現しています。これらの取組の積み重ねによってアレフ直営店における食品循環資源の再生利用等実施率は 2023 年度 95.0 % を達成しました。

お客様が適量を選択でき、食べきることで食品ロスを出さないことが何よりの基本と考えます。また、食品ロスや食品廃棄物についての対策を講じることは、生産者と顧客を繋ぐ外食産業の重要な使命と考えています。

以上

第 63 回全国消費者大会を開催しました

（主催：第 63 回全国消費者大会実行委員会、事務局：全国消団連）

第 63 回全国消費者大会「戦後 80 年、今こそ平和とより良いくらしのために学び、行動しよう！」を、会場およびオンラインのハイブリッドにて開催しました。開催後は約 1 か月間のアーカイブ配信も実施しました。

開催概要

【日　　時】　2025 年 2 月 15 日（土）13:00 ～ 17:30
【開催形式】　会場（プラザエフ 5 階会議室）およびオンライン（Zoom）
【参 加 者】　当日参加 169 名（会場 51 名、Zoom118 名）、アーカイブ申込 75 名

開会挨拶　田辺恵子さん（第 63 回全国消費者大会実行委員長、主婦連合会）

2024 年のトピックとして、1 月の能登半島地震や 9 月の豪雨に見舞われた能登半島の被災地に思いを寄せることが大切であること、地球温暖化に伴う豪雨、山火事等の災害が世界各地で発生し気候変動対策の取組の強化が求められていること、そしてウクライナやパレスチナにおける戦争が続く中、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したことにふれ、唯一の戦争被爆国である日本が、世界に発信していく使命について述べられました。

また、進化と発展を続けているデジタル技術について、生成 AI の登場が私たちのくらしをより良いものへと変えていくのかどうか、使い方を考えていくことの必要性から、今大会で平和なくらしと消費者の権利が守られるよう、ともに学び行動してまいりましょうと呼びかけました。

来賓メッセージ　新井ゆたかさん（消費者庁長官）

冒頭、戦後 80 年が経過し消費者を巡る大きな変化に対応するため、消費者が知識を得て適切に行動することが重要であることをお話しされました。また次期消費者基本計画では、デジタルリテラシーの向上の重要性を盛り込む予定にしており、現在、デジタルサービスのリスクと理解の向上のための教材や VR 型体験教材を作成し、デジタル化に対応した消費者教育を進めていくことが紹介されました。

最後に、今後も消費者団体とともに時代の変化に応じた消費者行政を推進していきたい、消費者団体の活動が大きくなっていくことを期待するとのお言葉をいただきました。

来賓メッセージ　日本原水爆被害者団体協議会

文書でいただいたメッセージには、自らの命を削る思いで体験を語り、この原爆被害は受忍できない、ふたたび被爆者をつくってはならないと、運動を続けてきた日本被団協が 2024 年ノーベル平和賞を受賞したことを喜ぶ一方、核兵器が使用されかねない国際情勢のもと、日本被団協に授与したことの意義が強調されていることも、見逃してはならない、とされていました。また、核兵器保有国とその同盟国は、米国の「核の傘」に頼る日本政府を含め、核兵器禁止条約に背を向けており、「唯一の戦争被爆国」を自称する日本政府のこの姿勢を許すことはできないと述べておられました。

そして、結びにノーベル平和賞受賞を力に、生きている限り被爆の実相を語り、核兵器廃絶と原爆被害への国家補償実現を、強く訴えるとともに、参加者へは、ともに手を携え、核兵器も戦争もない平和な世界を作り出していきましょうと呼びかけられました。

第1セッション　生成 AI とくらし

生成 AI の具体的な活用実演と今後の展望

講師：小田　志門さん（カラクリ株式会社代表取締役 CEO、日本消費生活問題研究所理事）

生成 AI の可能性と活用方法について、実演を交えながらの講演でした。具体的には、AI

の基本的な仕組みや今後の展望について説明し、実践的な理解促進を図りました。実演では、特定のテーマに基づき論文を作成し、その内容に、更に詳細な内容を加えるなどのバージョンアップや、外国語・方言への翻訳などがありました。さらに、大会のテーマから AI による作詞作曲するといったデモンストレーションもあり、生成 AI の多様な可能性が示されました。

生成 AI と消費者の向き合い方

講師：松本　恒雄さん（一橋大学名誉教授、池田・染谷法律事務所弁護士）

初めに「世界消費者権利の日」や「消費者月間」のテーマにデジタルへの対応が挙げられていることが紹介されました。次にデジタル化に伴う最近の消費者問題について、具体的な事例を挙げながら解説し、デジタル社会におけるマーケティングの構造的変化（マス・マーケティングから、個人単位のマーケティングへ）についても言及がありました。続いて、消費者の AI 活用における留意点や課題、関連する国内外の規制の現状と今後の展望についての説明がありました。生成 AI との適切な関わり方について理解を深める機会となりました。

第 2 セッション　平和

被爆・戦後 80 年　核兵器をなくして平和を築くために～被爆者の声の継承を～

講師：川崎　哲さん（ピースボート共同代表、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）国際運営委員兼会長）

初めに世界で戦争が拡大する中での日本被団協のノーベル平和賞受賞は一筋の希望であり、授賞式での「核兵器は使ってもいけないし、持ってもいけない」とのスピーチが、被爆者の心からの願いであり、核心部分であると述べられました。一方で、現在世界の核兵器は約 12,000 発あり核兵器の拡散が進んでいること、2017 年に採択された核兵器禁止条約について、日本政府はこの条約を促進する国連決議に軒並み反対してきたことが紹介されました。世界では核兵器によらずに国の安全を保とうという国が過半数を占め、100 カ国近くが核兵器禁止条約に参加している、核兵器の抑止力が必要との議論は一部の国の主張であることをしっかり理解する必要があるとのお話でした。最後に、2030 年までに日本が核兵器禁止条約に加わることをめざす「核兵器をなくす日本キャンペーン」が 2024 年 4 月に新たに立ち上がり、団体・個人ともに参加できることをご紹介いただきました。

報告①「アジア平和共同声明」の取り組み

報告者：纐纈（コウケツ）　美千世さん（日本消費者連盟）、河村　真紀子さん（主婦連合会）

2022 年 12 月に日本消費者連盟と主婦連が呼びかけた消費者団体共同声明（半年で 90 団体以上が賛同）以降、当時日本政府が喧伝していた台湾有事への違和感・危機感から、台湾や韓国の市民と連帯を模索する中で、韓国ドゥレ生協会長からの連帯メッセージを力に「アジア平和共同声明」が実現したこと、平和がなければ消費者団体の活動が出来ないことが紹介されました。現在 26 団体が賛同している「アジア平和共同声明」がさらに国内外に賛同が広がるよう期待しているとのことでした。

報告②「ノーベル平和賞受賞式」帯同報告

報告者：上村　慶輔さん（日本生活協同組合連合会）

日本被団協代表団に「同行ツアー」の一員として帯同された内容について、多くの写真を交えながら報告いただきました。「帯同して①実際に行動に移すことは難しいかも知れないが、思いを持つことはできる！②被爆者の方々は高齢化で 10 年後には直接証言することができない可能性が高いと感じた。全国に各地域の被団協があるので、被爆や戦争体験の証言を聞くなど一歩踏み出してほしい」と呼びかけられました。

「個人情報保護法 いわゆる３年後見直しの改正に向けた意見」を提出しました

個人情報保護委員会では、個人情報保護法のいわゆる３年後見直しに向けた論議が行われています。

全国消団連も出席した「個人情報保護法のいわゆる３年後見直しに関する検討会」は、課徴金制度導入、差止請求制度と被害回復制度の創設などを法改正に盛り込むこととして昨年 12 月に報告書に整理し、個人情報保護委員会でも確認されました。

その後、個人情報保護委員会は１月に今後の検討の運び、２月に個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方について整理して公表しました。

※個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250205_shiryou-1.pdf

全国消団連として、検討会でとりまとめた課題について、早期の具体的検討開始に着手するべきと考えています。

そのうえで、個人情報保護委員会が１月と２月に公表した個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方については、飽くまで本人同意が前提であるべきところ、唐突に本人同意と漏えい時の本人通知に関して実施しない方向での論点提示が行われたこと、更には公表内容に具体性が乏しく、同意不要とする根拠が不明確であり、果たして個人の権利利益が守られるのか疑問を感じざるを得ませんでした。

以上の点から、全国消団連は、以下の意見を３月 10 日に個人情報保護委員会に提出しました。

個人情報保護法　いわゆる３年後見直しの改正に向けて

一般社団法人　全国消費者団体連絡会

１．2025 年1月 22 日付文書「個人情報保護法　いわゆる３年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について　に関しての意見

「個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直しに係る検討」にあたっては、昨年６月にパブリックコメントが募集され、その後「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しに関する検討会」で有識者、事業者団体、消費者団体による検討が行われ、「課徴金と団体による差止請求制度や被害回復制度」が論議されて「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しに関する検討会報告書」にまとめられました。加えてその他の主要論点に関しても、事務局によるヒアリングの形式をとって各ステークホルダーとの対話による議論が行われてきました。

特にこれまでスタークホルダーとして位置づけられてこなかった消費者・消費者団体を検討の場に加えて個人情報保護法改正を論議したことは重要な転換です。

個人情報保護委員会本体、「検討会」、ヒアリングなどで、積み上げてきた論点を全面的に活かし、一日も早く法改正の検討に着者することを心より求めます。

更には、個人の権利利益を傷つけ侵害するような悪質な事案には、厳罰化が必要です。例えば、特定商取引法では刑事罰が軽いことから、一度罰を受けた事業者が異なる会社を立ち上げて悪質な事業を再開する、のれん分けのような形で事業が拡大するなどの事例が後を絶ちません。罰金として 300 万円支払ったケースでも数十億円に及ぶ不当利得は手元に残ったままという状況です。いわゆる３年改正検討会報告書でも強く打ち出したように、個人情報を不当に取り扱ったものが累犯を起こさないよう、課徴金制度を導入すること、適格消費者団体による差止請求制度、更には被害回復制度を創設することは必須です。

２．2025 年２月５日公開の「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」の意見

原則、個人情報は本人の同意の下で活用するべきもので、その管理も本人が把握できることが必要であると考えます。

データの利活用は必要だと考える一方で、大前提としては、個人の権利利益が尊重擁護され、本人が個人情報の管理に関与できるようにすることは必須です。

今回の「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」では、「１ 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方」「２ 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方」と区分けし、本人同意と漏えい時の本人通知に関して、実施しない方向での論点提示がされました。そして今回の発表を受けて、AI 開発や医療分野のデータ活用について一部同意不要として個人情報保護法を改正することを決めたと読み取れる報道がなされました。

このことは、提示された規律について、具体的な例示が不足していることに由来すると考えます。「権利利益を侵害するおそれは少ない」と記載されても、詳細な例示がなければ、果たしてそれが真実なのか否か、素直に受け止めることはできません。

また「３　心身の発達過程にあり、本人による同意等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報の取扱い」については、法定代理人を位置づけ、その同意によって 16 歳未満の個人情報の活用を規律するようにしています。法定代理人をだれにするのか、仮に親権者が代理人となるのであれば、その妥当性をどのように考えるのかなど、具体的で精緻な論議が必要です。

【啓発動画】ダークパターン①サプリ版　②就活版　公開しました！

①サプリ版

②就活版

全国消団連では、毎年夏季に、大学生インターンシッププログラムを提供しています。

2024 年度は、お茶の水女子大学1名、明治学院大学４名（50 音順）の学生をお迎えし、約２か月の研修を行いました。2024 年度テーマは【ダークパターン】。学生さんたちにはカリキュラムの中でダークパターンについてのグループワークをしてもらい、問題点の洗い出し、そして動画のシナリオを作成いただきました。

完成した動画は２本、いずれも２分程度のショート動画です。（拡散大歓迎です）。学生目線でスマホ画面に適した縦長画像でテンポよい動画として作成できました。みなさま是非ご覧ください。

・全国消費者団体連絡会 - YouTube
https://www.youtube.com/channel/UCLZq-hh_9YEQV14RTuJwDUg

「第５期消費者基本計画」について

2025 年３月 18 日、第５期消費者基本計画が閣議で決定しました。全文と概要は以下のリンクより確認出来ます。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/index.html#basic_plan_for_consumers

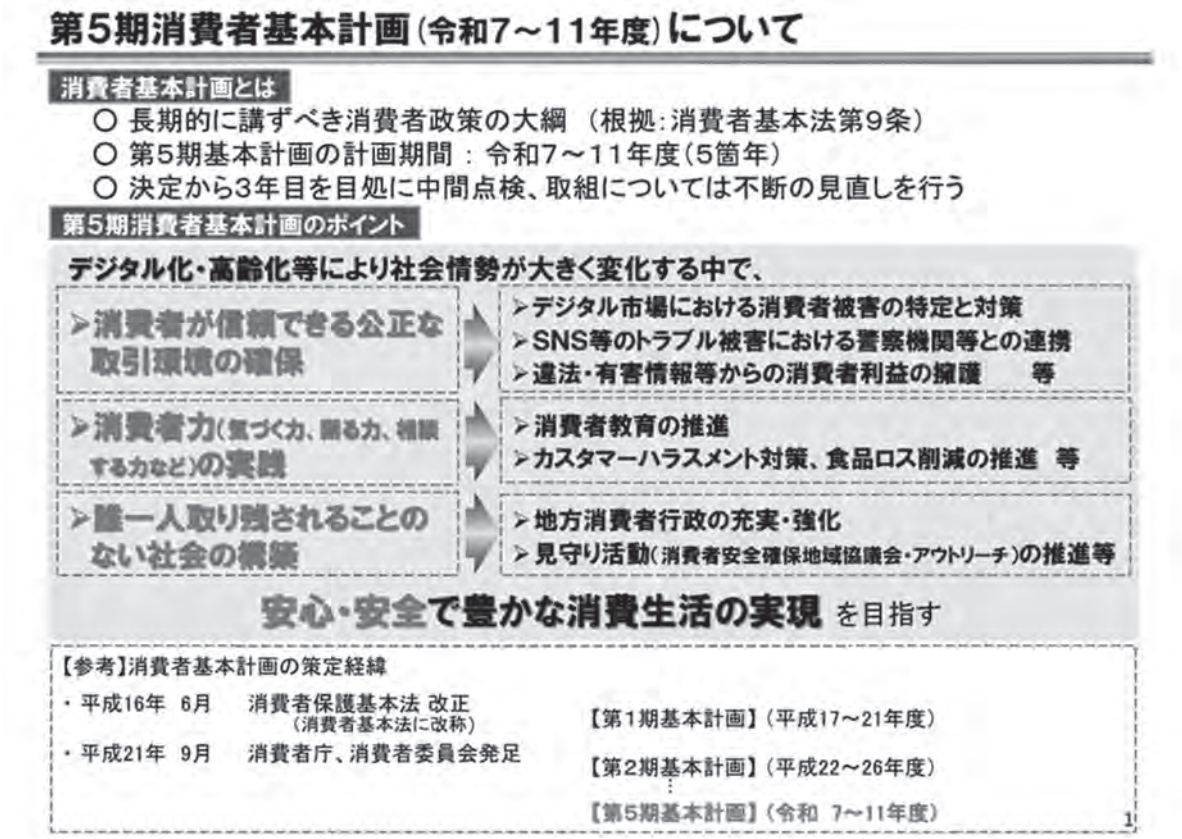

消費者庁は、計画の決定に向けて募集したパブリックコメントについて、意見とそれに対する考え方をまとめて公表しました。こちらは以下のリンクで確認出来ます。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms102_250321_02.pdf

全国消団連も以下のリンクの通り、パブリックコメントを提出しました。

https://www.shodanren.gr.jp/database/pdf/513_01.pdf

今回の意見に対する考え方の内容を確認しましたが、消費者関連法の改正意見については、「今後の参考にする」というコメントのみ記載しているところが多く、そのほかにも意見に対する考え方のコメントを確認できなかった部分がありました。

第５期消費者基本計画では工程表を作成しての進捗管理を行いません。計画の進行度合いが見えにくくなったことから、全国消団連として適当な時期を見計らって進捗度合いなどを定期的に確認する場を設けることを検討します。

消費者庁新未来創造戦略本部たより

消費者庁新未来創造戦略本部報告会『ミライの消費者行政参観日@徳島』の開催

消費者庁新未来創造戦略本部　宮島　直紀

消費者庁新未来創造戦略本部（以下、「未来本部」という。）は、毎年度「消費者庁新未来創造戦略本部報告会」（以下、「報告会」という。）を開催し、1年間のモデルプロジェクトや政策研究の成果を広く発信しています。2024 年度は「ミライの消費者行政参観日@徳島」と題して、徳島県の会場とオンラインを併用したハイブリッド形式で実施しました。

報告会は「消費者行政に携わる方々が、日々の業務に結びつけて活用できること」が強く意識され、各報告チームは発表内容や手法を工夫しました。また、オープニング動画や投票、アニメーションなども取り入れられました。これらは未来本部の有志職員が主体的に考案し、実現したものです。

第1部は、伊東良孝内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）からのビデオメッセージで始まり、未来本部や徳島県の取組についてその概要が説明されました。

第2部は、モデルプロジェクトの成果に係るパートです。最初に、消費者志向経営の推進に関して、消費者志向自主宣言を促進するための取組などが紹介されました。次に、見守りネットワークの推進に関する報告では、未来本部から見守りネットワークの設置の意義やその方法が説明され、徳島県と小松島市から地域での取組が紹介されました。最後に、消費者教育に関する取組では、未来本部から消費者庁が作成した体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」を活用したセミナーや実践事例から得られた知見などが報告され、続けて徳島市から実際に同教材を活用した講座を行った実践事例をもとに受講者のアンケート結果や教材に対するフィードバックなどが報告されました。

第3部は、政策研究の成果パートです。まず、「ダークパターン」に関する報告が行われ、インターネット上で消費者が不利益な選択を強いられる具体的な7つの事例と消費者が気をつけるべきポイントが紹介されました。次に、「PIO-NET を利用した消費者問題の傾向分析」が報告され、自然言語処理技術を駆使した相談情報の分析結果等が示されました。また、「高齢者の認知機能に応じた消費者トラブルと対応策に関する研究」については、現在進められている医療福祉関係者向けの新たな研究が紹介されました。最後に「製品事故救済に関する民事法制に関する国際研究」が発表され、2024 年 12 月に新たな製造物責任指令が発行されたことを受けて指令の提案時と成立時の変更点などについて報告がありました。

今回の報告会は、未来本部の取組を社会に広く伝える重要な機会となりました。当日の模様は、消費者庁公式 YouTube に公開予定ですので、興味のあるテーマだけでも御視聴をいただければ幸いです。

会員団体の活動紹介（4～6月の活動予定）

＊詳細は各団体にお問い合わせください。終了している企画が含まれる場合があります。

会員団体名	月　日	行　事・活　動
コンシューマーズ京都（075-251-1001）	5月24日（土）13:30～15:30	**第56回京都消費者大会** **「買い物で社会をかえられる?～商品の選び方について考えてみよう～」** 【講　師】　大藪千穂さん（岐阜大学副学長／教育学部教授　日本消費者教育学会会長） 【会　場】　京都経済センター　3－F会議室　およびオンライン 【参加費】　無料 【申込期間】5月1日（木）～5月20日（火） 【主　催】　コンシューマーズ京都・京都府・京都市 【後　援】　京都府生協連
消費者ネットワーク岐阜（058-370-6867 全岐阜県生協連（月～金 9時～17時））	5月10日（土）10:40～12:00	**総会記念講演会「SNS時代のメディアリテラシーを高めるために～情報過多社会の中で、よりよく生きるために大切なこと～」（令和7年度 岐阜県若者向け消費者教育推進事業）** 【講　師】　長澤江美氏（スマートニュースメディア研究所） 【会　場】　形式：ハートフルスクエアG 中研修室（岐阜市橋本町）、および Zoom 【参加費】　無料 【申込締切】5月6日（火） （会場50名、Zoom200名）

第5回理事会報告

1. **開催日時：2025年2月20日（木）15：00～16：47**
2. **開催場所：主婦会館プラザエフ5階会議室およびZOOM**
3. **出 席 者：理事総数19名中13名、監事総数2名中2名**
4. **議決事項：**役員選挙の実施と選挙管理委員会の設置の件
   （役員選挙の実施趣旨、役員選挙の進め方、選挙管理委員について）
5. **協議事項：**①2025年度方針に関する検討
   ②消費者政策に関する課題について（地方消費者行政をめぐる動向および、都道府県調査結果に基づく全国消団連意見発出について、特定商取引法改正運動の状況と今後の動きについて、個人情報保護法の改正について、ほか報告事項8課題）
   ③「LPガス問題シンポジウム」の後援依頼について
6. **報告事項：**①環境・エネルギーに関する課題について（3課題）②食に関する課題について（7課題）
   ③全国消団連　専門委員会の活動について　④全国消費者大会について
   ⑤消費者スマイル基金の活動について　⑥政府審議会等対応報告　⑦機関会議等報告

編集後記　先日、新入社員が乗り越える壁（時期）についての話になり、息子が「3日3週間3月だっけ?」と言ったので、「3日3月3年だよ」と思いっきり訂正しました。後日なんとなく気になったので調べたら、この2パターン以外にも「3日3週間3月」「3日3週間3月3年」「3日3週間30日3月3年」などいろいろ出てきました。息子よ、訂正するほどではなかった、母の認識が甘くてスマン！（本人には言ってないけど）。

もうひとつ、「3日3月3年」が「みっかみつきさんねん」だと初めて知りました。「さんかげつ」だと思ってました。少し賢くなりました(^^)（JN）

発行：一般社団法人全国消費者団体連絡会
住所：〒102-0085　東京都千代田区六番町15　プラザエフ6F　TEL:03(5216)6024 FAX:03(5216)6036
ホームページ：http://www.shodanren.gr.jp　E-mail：webmaster@shodanren.gr.jp